

一般社団法人福井県子ども会育成連合会
経理規程

第1章 総 則

(規程の目的)

第1条 この規程は、一般社団法人福井県子ども会育成連合会（以下「本会」という。）の事業活動を合理的かつ適正に遂行するため、経理に関する基準を定めて経理事務を正確迅速に処理するとともに、予算の適正な執行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本会の経理業務に関しては、定款及び細則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会計基準)

第3条 本会の会計処理については、公益法人会計基準によるものとする。

(会計区分)

第4条 会計区分は、次のとおりとする。

- (1) 実施事業等会計
- (2) その他会計
- (3) 法人会計

2 前項の(1)及び(2)の事業については、必要に応じてさらに区分することができる。

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(帳簿書類の保存及び処分)

第6条 帳簿の保存期間は、次のとおりとし、事業年度終了日の翌日から起算する。

- (1) 決算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書、正味財産増減計算書内訳表、附属明細書）・・・永久
- (2) 予算書類・・・永久
- (3) 会計帳簿及び証拠書類・・・10年
- (4) その他の帳簿及び書類・・・10年

2 前項に規定する保存期間経過後、帳簿書類を廃棄その他の処分をするときは、専務理事の承認を受けなければならない。

第2章 勘定科目及び帳簿組織

(勘定科目)

第7条 勘定科目は、「公益法人会計基準の運用指針」(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)の「12 財務諸表の科目」に準拠してその性質を示す適当な名称を表示するものとする。

(帳簿組織)

第8条 会計に関する帳簿等は次のとおりとする。

(1) 主要簿

ア 仕訳伝票 イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

ア 固定資産台帳 イ その他必要な勘定補助簿

2 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、仕訳伝票並びに総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。

(仕訳伝票)

第9条 一切の取引に関する記帳整理は、仕訳伝票により行うものとする。

2 仕訳伝票は、証憑に基づいて作成し、証憑は仕訳伝票との関連付けが明らかとなるように保存するものとする。

3 仕訳伝票には、関係する責任者の承認印を押印するものとする。

4 仕訳伝票には、勘定科目、取引年月日、数量、金額、相手方等取引内容を簡単かつ明瞭に記載しなければならない。

(証憑)

第10条 証憑とは、仕訳伝票の正当性を立証する書類をいい、次のものをいう。

(1) 請求書

(2) 領収書

(3) 証明書

(4) 検収書、納品書及び送り状

(5) 受領書、支払申請書

(6) 各種計算書

(7) 契約書、覚書その他の証書

(8) その他取引を裏付ける書類

(記帳)

第11条 総勘定元帳は、すべての仕訳伝票に基づいて記帳しなければならない。

2 補助簿は、仕訳伝票又はその証憑書類に基づいて記帳しなければならない。

(経理責任者)

第12条 経理責任者は専務理事とする。

(経理事務担当者)

第13条 経理事務担当者は事務局長及び事務局職員とし、経理責任者の統括のもとにその業務を行う。

第3章 収支予算

(収支予算の目的)

第14条 収支予算は、各事業年度の事業計画に基づいて、資金の調整を図ったうえで編成し、実績との関連を明らかにしながら、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

(収支予算書の作成)

第15条 会長は、収支予算書を毎事業年度の開始の日の前日までに作成し、理事会の承認を受けて通常総会に報告するものとする。

2 収支予算書は、第4条の会計区分に応じ、正味財産増減計算書に準ずる様式により作成するものとする。

(予算の執行)

第16条 各事業年度における費用の支出は、収支予算書に基づいて行うものとする。

2 予算の執行者は、会長及び専務理事とする。

(補正予算)

第17条 会長は、やむを得ない理由により、収支予算の補正を必要とするときは、補正予算を編成して理事会に提出し、その承認を得なければならない。

第4章 決算

(決算の目的)

第18条 決算は、一会計期間の会計記録を整理し、財務及び会計のすべての状態を明らかにすることを目的とする。

(決算)

第19条 経理責任者は、年度決算に必要な手続きを行い、次に掲げる計算書類等を作成し、会長に報告しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 正味財産増減計算書（正味財産増減計算内訳表を含む）
- (3) 財務諸表に対する注記
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 会長は、前項の計算書類等について、事業報告とともに監事の監査を受けた後、監事の意見を添えて理事会に提出してその承認を経たうえで、通常総会において承認を得るものとする。

(細則)

第20条 この規程の施行に関する細則は、別に定める経理事務規則による。

(規程の改廃)

第21条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
1. この規程は、平成27年8月30日改正し、同日から施行する。